

兵庫県立大学先端医療工学研究所規程第3号
兵庫県立大学先端医療工学研究所自己評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学自己評価委員会規程（平成25年兵庫県立大学規程第7号）第8条第3項の規定に基づき、先端医療工学研究所自己評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、先端医療工学研究所の教育、研究及び社会貢献における自己評価に関して必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、運営委員会委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、先端医療工学研究所長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。